



福岡医発第 726 号 (地)

令和 6 年 6 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第 8 条第 1 項に規定する
医療機関の指定に係る推薦について (お願い)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例 (平成 24 年福岡県条例第 1 号) 第 8 条第 1 項に規定する、アルコール依存症に関する診断を実施する医療機関につきましては、各医師会並びに福岡県精神科病院協会、福岡県精神神経科診療所協会のご協力により、現在、全ての二次医療圏において 1 か所以上指定されております。

今般、現在の指定医療機関の指定期間が本年 9 月 20 日に満了することから、福岡県保健医療介護部より別添のとおり 9 月 21 日以降の指定医療機関の推薦依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員へご周知いただき、現在の指定医療機関の継続申請並びに新たに指定医療機関申請を希望される会員医療機関をお取りまとめの上、令和 6 年 8 月 2 日 (金) までにご推薦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 該当医療機関がない場合においても、その旨ご連絡いただきますようお願いいたします。
- 2) ふくおか医療情報ネットにおいて、アルコール依存症の診療が可能な医療機関を掲載しておりますのでご参照下さい。(URL: <http://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/qq/qq40gnmenu1t.asp>)

記

- 1 推薦期限: 令和 6 年 8 月 2 日 (金) 必着
- 2 提出書類: ①承諾書、②アルコール依存症の診断を行う医師に関する証明書

(参考) 現在の指定医療機関 (26 か所) ・ ・ ・ 別紙参照

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

上記について、指定医療機関を希望される医療機関は、提出書類を 7 月 19 日までに当医師会事務局へご提出ください。

6 健 第 4 3 0 号
令和6年5月10日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課こころの健康づくり推進室)

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条第1項に
規定する医療機関の指定に係る推薦について（依頼）

本県の精神保健福祉行政につきまして、平素から、格別の御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年条例第1号）
第8条第1項の規定によるアルコール依存症に関する診察を実施する指定医療
機関について、現在の指定期間が令和6年9月20日に満了することから、同
年9月21日以降の指定医療機関の選定を、別紙「福岡県飲酒運転撲滅運動の
推進に関する条例第8条第1項に規定する医療機関の指定方針について」によ
り行うこととしております。

つきましては、貴会会員に御周知いただき、下記により御推薦いただきます
ようお願いいたします。

記

1 推薦期限

令和6年8月23日（金）

2 提出書類

- ・ 推薦書
- ・ 承諾書
- ・ アルコール依存症の診断を行う医師に関する証明書

問合せ先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部健康増進課

こころの健康づくり推進室

自殺・アルコール問題対策係 担当：緒方

TEL：092-643-3265

E-mail：ogata-h9917@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条第1項に規定する医療機関の指定方針について

1 指定する医療機関について

当条例についての理解と協力を得られ、かつ、次の①又は②に該当する医師が所属する医療機関（別紙様式により診療経験、研修受講歴を確認）

- ① アルコール依存症に関する豊富な診療経験を有し、現にアルコール依存症の診断・治療に従事している医師
- ② 厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の研修を受けた医師で、現にアルコール依存症の診断・治療に従事している医師

2 指定方法について

公益社団法人福岡県医師会の推薦に基づき県が指定する

3 指定医療機関数について

福岡県二次保健医療圏の13圏域において、それぞれ1か所以上の医療機関を指定することを原則とする

4 指定期間について

3年とする

5 指定日

令和6年9月21日（土）

承 諾 書

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条第1項に規定するアルコール依存症に関する診察を実施する医療機関として指定を受けることを承諾します。

令和6年 月 日

医療機関名

代 表 者 名

アルコール依存症の診察を行う医師に関する証明書

氏 名			生 年 月 日	年 月 日
医 籍 登 録 年 月 日 及 び 番 号			年 月 日 第 号	
アルコール依 存症の診断・治 療に従事した 期間及び医療 機関名	従事した期間	従事した医療機関	備 考	
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
	計 年 月			
公的機関から の依頼により 実施したアル コール依存症 に関する相談、 講演等の実績	時 期	内 容		
厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の受講歴の有無及び受講期間			有 ・ 無	
			年 月 日 ～ 年 月 日	
その他の経歴等 (アルコール依 存症に関する所 属学会、アルコー ル依存症に関す る研究報告等)				

当院に所属する医師について、上記のとおり証明します。

医療機関名 _____
管理者名 _____

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（抜粋）

（受診義務等）

第八条 違反者は、その選択により、指定医療機関によるアルコール依存症に関する診察又は知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導のいずれかを受け、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一 事情により指定医療機関以外の医療機関の受診を申し出、知事がやむを得ないと認めた場合において、その診断書を提出したとき。

二 過去に指定医療機関又は指定医療機関以外の医療機関で知事が適当と認めるものを受診していた場合において、その診断書（受診後規則で定める期間を経過したものを除く。）を提出したとき又は既にアルコール依存症であることが判明しているとき。

三 その他規則で定める正当な理由があるとき。

2 知事は、前項の違反者に対し、規則で定めるところにより、指定医療機関の診察又は知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導に係る事項、前項の規定による報告の期限その他必要な事項を通知するものとする。

3 知事は、前項の通知を受けた違反者が期限までに第一項に規定する報告をしないときは、当該違反者に対し、同項に規定する診察又は指導を受け、報告を行うよう勧告するものとする。

4 違反者が規則で定める期間内に再び飲酒運転を行い違反者若しくは準違反者となり、又は準違反者が規則で定める期間内に再び飲酒運転を行い違反者となったときは、知事は、当該違反者及び準違反者（以下「再違反者」という。）に対し、次のいずれかに該当する場合を除き、期限を定め、指定医療機関の受診を命ずるものとする。この場合において当該命令を受けた者は、正当な理由があるときに限り、受診期限の変更を申し出ることができる。

一 再違反者が第一項の規定に基づき受診した医療機関の診断書（受診後規則で定める期間を経過したものを除く。）を提出したとき。

二 再違反者が既にアルコール依存症であることが判明しているとき。

三 その他規則で定める正当な理由があるとき。

5 前項の規定による命令に先立ち、福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）第十三条第一項第二号の規定により弁明の機会を付与する際には、受診命令に従わない場合、本条例第三十七条第一項の規定により過料に処される旨及び当該過料は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第一項及び第三項の規定により強制徴収される旨を教示するものとする。

6 第四項の規定により指定医療機関の診察を受けた再違反者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

第八条の二 知事は、前条第一項の違反者で知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導を受けたものについては、必要な範囲において継続的な指導を行うことができる。

2 知事は、前条第一項又は前項の規定による指導の状況を踏まえ、アルコール依存症の疑いがあると認められる者に対し、指定医療機関の診察を受けるよう勧告することができる。

3 前項の規定による勧告を行った者のうち、特にアルコール依存症の疑いが強いと認められる者が再度の勧告にも従わないときは、知事は、前条第四項の規定に準じて指定医療機関の診察を受けるよう命じることができる。

(準違反者の義務)

第八条の三 準違反者は、警察官に対し、その氏名、住所その他本人を特定するため必要な事項を申告しなければならない。

2 知事は、前項の準違反者に対し、知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導を受けるよう求める旨及びその方法を通知するものとし、通知を受けた準違反者は、当該指導を受けるよう努めなければならない。

3 準違反者が規則で定める期間内に再び準違反者となったときは、第八条第一項から第三項までの規定を準用する。

4 前項の規定に基づき第八条第一項に規定する指導を受けた準違反者が、その状況を踏まえ、アルコール依存症の疑いがあると認められるときは、知事は、当該準違反者に対し、指定医療機関の診察を受けるよう勧告することができる。

(治療義務)

第九条 第八条第一項、第三項若しくは第四項又は第八条の二第二項若しくは第三項又は前条第三項若しくは第四項の規定により受診し、受診の結果、アルコール依存症と診断された者及び第八条第四項第二号の適用を受けた者(以下「要治療者」と総称する。)は、将来にわたり再び車両を運転することがない場合を除き、知事が指示するところにより専門病院において治療を受け、その状況を報告しなければならない。

2 知事は、要治療者がアルコール依存症の治療を受けず、又は治療を継続しないときは、必要な治療を受けるよう勧告することができる。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づくアルコール依存症に関する診察を行う医療機関（指定医療機関）

二次保健医療圏	指定医療機関
福岡・糸島	雁の巣病院 倉光病院 藤川メディケアクリニック 倉光クリニック
粕屋	緑風会 水戸病院
宗像	回生病院
筑紫	おおりん病院 太宰府病院 乙金病院 くすの木クリニック
朝倉	朝倉記念病院
久留米	のぞえ総合心療病院 聖ルチア病院
八女・筑後	筑水会病院
有明	三池病院 甲斐病院
飯塚	飯塚記念病院
直方・鞍手	高山病院
田川	一本松すずかけ病院
北九州	新門司病院 門司松ヶ江病院 八幡厚生病院 松尾病院 三原デイケア＋クリニックリボン・リボン 門司メンタルクリニック ※令和6年5月31日で休院
京築	行橋記念病院

※ 福岡県保健医療計画において、「「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づくアルコール依存症に関する診察を行う医療機関を全ての保健医療圏域の1か所以上指定します。」と記載しており、現在、全保健医療圏に1か所は指定医療機関がある状況